地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 予算決算及び会計令の一部改正

地 方交付 税 法 \mathcal{O} 改 正 に ょ ŋ 地 方交付 税 の率が変更されることに伴い、 剰 余金の計算方法に つい て所要 0

見直しを行うこと。(第一条関係)

第二 地方財政法施行令の一部改正

平成三十二年度まで公営競技納付金制 度が延長されることに伴い、 公営競技納付金の額の算定方法等に

ついて、所要の整備を行うこと。(第二条関係)

第三 附則

この 政令は、 平成二十七年四月一 日 から施行すること。 ただし、 第二条中 -地方財 政法施行令附 則第二

条第六項 \mathcal{O} 改 正 規 定、 同 項 を同 条第 七 項とする改正規定、 同条第 五. 項の次に 一項を加 える改正 規 流定及び

附則第三 条 \mathcal{O} 規定 は、 平成二十八年四 月一日 から施行すること。 (附]則第 条関 係

第一条及び第二条の規定による改 Ē 後の予算決算及び会計令第十九条第二号及び地方財政法施 行令附

則第二条第六項の規定の適 用につい て、 所要の経過措置を設けること。 (附則第二条及び第三条関係